

令和 6 年度

砂川市の給与・定員管理等について

総務課職員係

《目 次》

1. 総 括	P 1・2
(1) 人件費の状況	
(2) 職員給与費の状況	
(3) ラスパイレス指数の状況	
(4) 紙与制度の総合的見直しの実施状況について	
2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況	P 3
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(2) 職員の初任給の状況	
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
3. 一般行政職の級別職員数等の状況	P 4・5
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	
(2) 国との給料表カーブ比較表	
(3) 昇給への人事評価の活用状況	
4. 職員の手当の状況	P 6～8
(1) 期末手当・勤勉手当	
(2) 退職手当	
(3) 特殊勤務手当	
(4) 時間外勤務手当	
(5) その他の手当	
5. 特別職の報酬等の状況	P 9
6. 職員数の状況	P 10・11
(1) 部門別職員の状況と主な増減理由	
(2) 年齢別職員構成の状況	
(3) 職員数の推移	
7. 公営企業職員の状況	P 12～14
(1) 病院事業	
8. 職員の勤務時間、その他の勤務条件	P 15～17
9. 職員の分限及び懲戒処分の状況	P 18
10. 職員の服務の状況	P 19
11. 職員の研修の状況	P 20・21
12. 職員の福祉及び利益の保護の状況	P 22
13. 公平委員会に係る業務の状況	P 22

砂川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 15,372	千円 15,087,018	千円 764,048	千円 1,853,723	% 12.3	% 11.9

(注) 1 人件費には、共済組合負担金及び議員・その他委員の報酬を含んでいます。

2 記載の数値は、「地方財政状況調査」の普通会計決算によるものであり、事業費支弁にかかる職員分を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 194	千円 690,448	千円 101,532	千円 251,649	千円 1,043,629	千円 5,380	千円 5,931

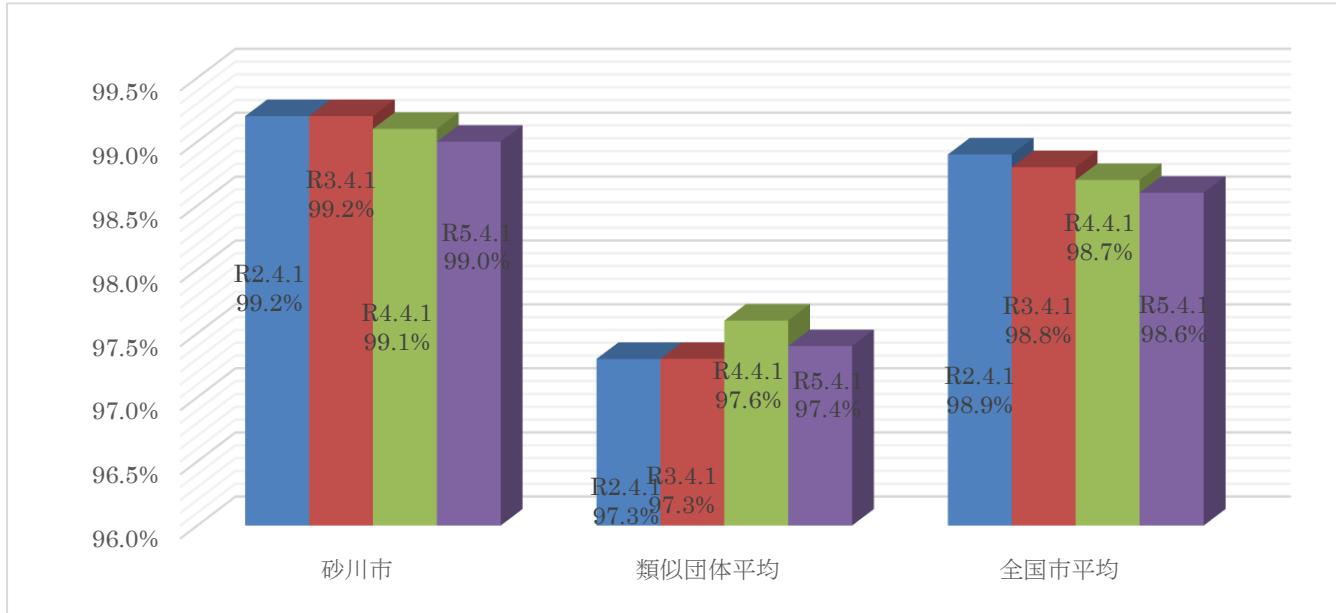
(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数については、「地方公務員給与実態調査」に基づく令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

3 記載の数値は、「地方財政状況調査」の普通会計決算によるものであり、事業費支弁にかかる職員分を含んでいます。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指標です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げに取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。
若年層については引下げを行わない。高齢層については最大で 5.7 % 程度引き下げる。
激変緩和のため、4 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※地域手当を支給していないため該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
砂川市	38.7歳	300,942円	346,487円	330,044円
北海道	歳	円	円	円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	歳	円	円	円

②看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
砂川市	41.1歳	330,238円	350,801円	339,335円
北海道	歳	円	円	円
国	48.1歳	325,124円	—	365,921円
類似団体	歳	円	円	円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（R6年4月1日現在）

区分	砂川市	北海道	国
一般行政職	大学卒	196,200円	196,200円
	高校卒	166,600円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（R6年4月1日現在）

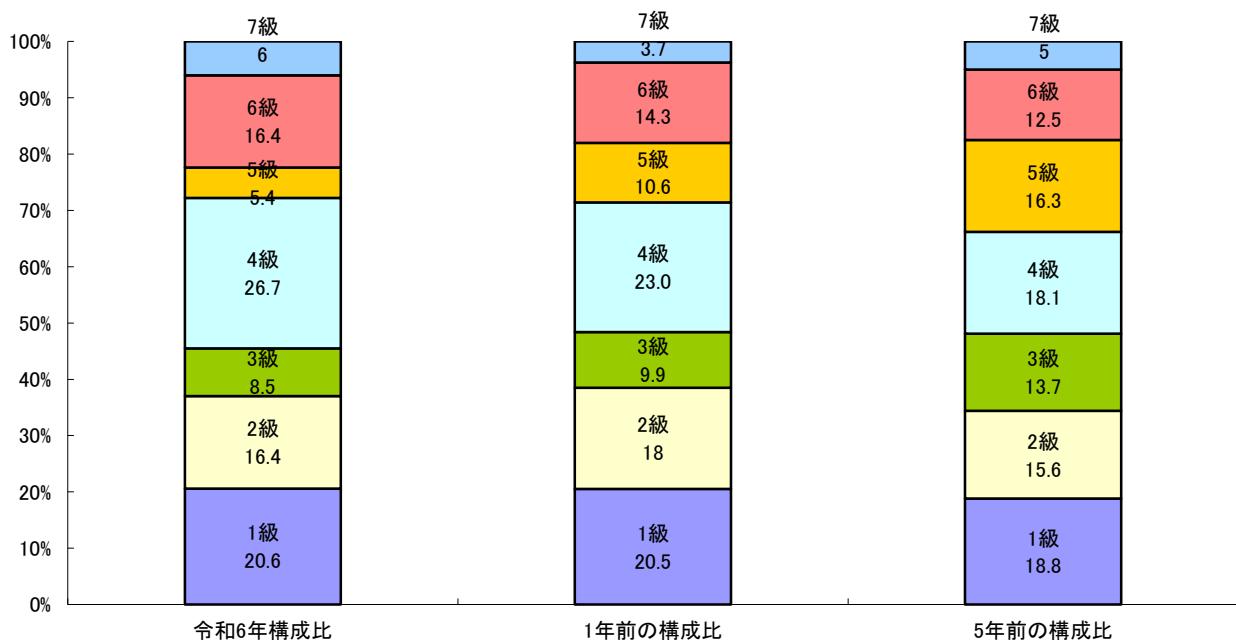
区分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	292,600円	334,700円	365,800円
	高校卒	248,100円	294,400円	326,100円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

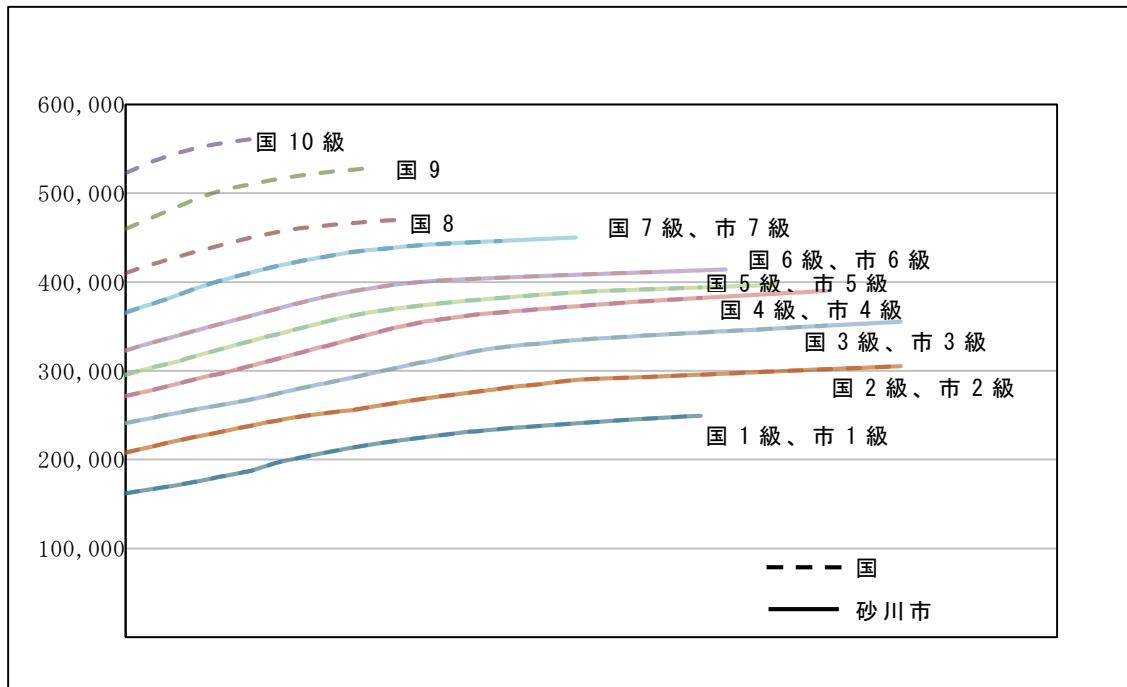
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (R6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、事務局長、審議監	10人	6.0%	365,500円	450,100円
6級	課長、次長、局長、副審議監	27人	16.4%	323,100円	414,300円
5級	課長補佐、主幹	9人	5.4%	295,400円	397,000円
4級	係長、主査	44人	26.7%	271,600円	390,000円
3級	主任	14人	8.5%	240,900円	355,500円
2級	知識及び経験を必要とする業務を行う主事	27人	16.4%	208,000円	305,200円
1級	主事	34人	20.6%	162,100円	249,400円

- (注) 1 砂川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（砂川市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用		管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）	—			—	
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況（病院事業会計を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

砂川市	北海道	国
1人当たりの平均支給額（R5年度） 1,357千円	1人当たりの平均支給額（R5年度） 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分		(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（砂川市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	—		—	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期間	未定		未定	

(2) 退職手当（R6年4月1日現在）

砂川市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 219千円 21,009千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (R6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)		563千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		70,369円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)		4.12%
手当の種類 (手当数)		4種類
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税の徴収、督励及び滞納処分に従事する職員	月額5,500円
福祉事務手当	福祉事務所の保護事務に従事する現業職員	月額6,500円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の取扱いに従事した職員	死亡人 1回2,000円 病人 1回1,000円
野犬掃討業務手当	野犬の捕獲及び犬、猫、狐等の死骸処理作業並びに鼠、害虫の駆除に直接従事する職員	1日につき600円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	28,178千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	146千円
支給実績 (R5年度決算)	27,903千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	144千円

(5) その他の手当 (R6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽配偶者</div> <div>6,500円</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽子</div> <div>1人 10,000円</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽父母等</div> <div>1人 6,500円</div> </div> <div>(1) 15歳から22歳の扶養親族</div> <div>1人につき 5,000円追加</div>	同		16,101,830円	223,637円
住居手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽住宅所有者</div> <div>6,000円</div> </div> <div>▽家賃等支払者</div> <div>(1) 支払月額が 12,000円以上 23,000円未満の場合は支払月額から 12,000円を控除して得た額</div> <div>(2) 支払月額が 23,000円以上 55,000円未満の場合は、支払月額から 23,000円を控除した額に 2分の 1を乗じ、11,000円を加算して得た額</div> <div>(3) 支払月額が 55,000円以上の場合は 27,000円</div>	異	<div>(国)</div> <div>▽住宅所有者</div> <div>支給なし</div>	33,171,234円	207,320円
通勤手当	<div>▽交通用具利用者(車等)</div> <div>通勤距離に応じて 2,000円～31,600円</div> <div>▽交通機関利用者</div> <div>運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額</div>	同		3,102,600円	32,319円
管理職手当	<div>▽部長職 紙料月額の 10%</div> <div>▽課長職 紙料月額の 7%</div> <div>▽課長補佐職 紙料月額の 5%</div>	異	<div>(国)</div> <div>管理または監督の地位にある職員に対し、職務の級に応じて定額支給</div>	17,668,009円	353,360円
寒冷地手当 (11月～3月)	<div>▽世帯主</div> <div>扶養親族がある場合 23,360円</div> <div>扶養親族がない場合 13,060円</div> <div>▽その他の職員 8,800円</div>	同		15,933,016円	78,103円

5 特別職の報酬等の状況 (R6年4月1日現在)

区分		給料	月額	等
給 料	市長	799,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 989,000円 / 597,800円	
	副市長	641,000円	816,000円 / 522,400円	
	教育長	561,000円	円 / 円	
報 酬	議長	394,000円		
	副議長	348,000円		
	議員	318,000円		
期末手当	市長	(R5年度支給割合) 4.50月分		
	副市長			
	教育長			
退職手当	議長	(R5年度支給割合) 4.50月分		
	副議長			
	議員			
退職手当	市長	(算定方式) 799千円×5.126×在籍年数	(1期の手当額) 16,382,696円	(支給時期) 任期毎
	副市長	641千円×3.234×在籍年数	8,291,976円	任期毎
	教育長	561千円×2.838×在籍年数	4,776,354円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

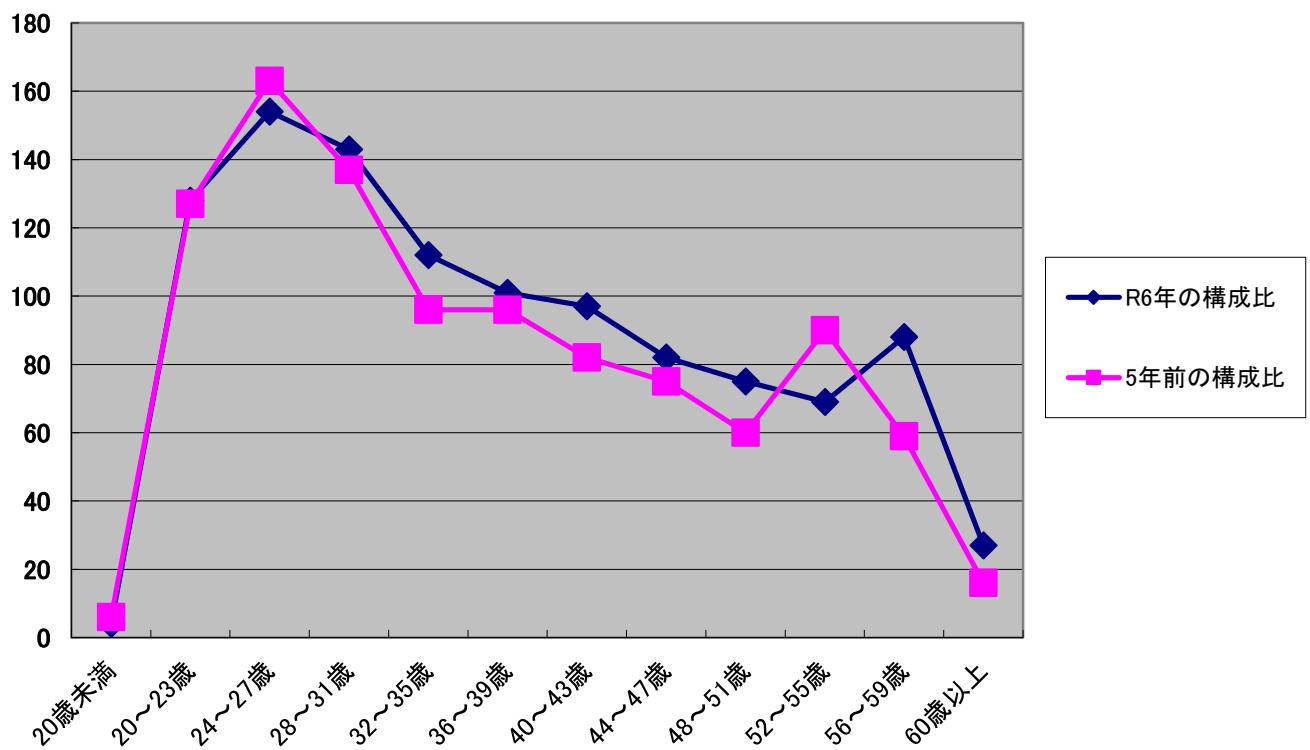
区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門	令和5年	令和6年			
議会	議 会	4人	4人		
	総務企画	62人	51人	△11	前年改選期による総務課付職員の減
	税 務	13人	14人	1	前年改選期による異動後の増
	民 生	42人	44人	2	保育士の増、体制強化による増
	衛 生	11人	11人		
	労 働	1人	1人		
	農林水産	6人	9人	3	前年改選期による異動後の増、基盤整備による増
	商 工	11人	10人	△1	業務体制見直しによる減
	土 木	18人	22人	4	前年改選期による異動後の増、体制強化による増
	小 計	168人	166人	△2	
特別行政 部 門	教 育	26人	30人	4	前年改選期による異動後の増
	小 計	26人	30人	4	
普通会計計		194人	196人	2	(参考) 人口 10,000人あたりの職員数 128人 (類似団体人口 10,000人あたり 91人)
病 院	病 院	852人	868人	16	令和5年4月から研修医師を職員化したことにより医師が増加した。医師の働き方改革を推進する観点から医師事務作業補助者を増員した。入院患者の高齢化が顕著であり、療養上の介助負担が増していることから介護福祉士を増員した。
	下水道	4人	4人		
	その他の	11人	12人	1	前年改選期による異動後の増
	小 計	867人	884人	17	(参考) 人口 10,000人あたりの職員数 575人
合 計		1,061人 (1,082人)	1,080人	19	(参考) 人口 10,000人あたりの職員数 703人

(注) 1 職員数は、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、特別職、会計年度任用職員を除いています。

2 () 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
人数	4人	128人	154人	143人	112人	101人	97人	82人	75人	69人	88人	27人	1,080人



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	163	164	166	162	168	166	3(101.8%)
教育	25	26	28	31	26	30	5(120.0%)
消防							(%)
普通会計計	188	190	194	193	194	196	8(104.3%)
公営企業等会計	819	830	839	844	867	884	65(107.9%)
総合計	1,007	1,020	1,033	1,037	1,061	1,080	73(107.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況 (R5年度)

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に占める職員給与費比率
R5年度	千円 15,378,349	千円 ▲1,678,745	千円 7,511,346	% 48.8	% 49.8

(注) 1 職員給与費には、退職手当負担金を含まず、共済組合負担金を含んでいます。

2 記載の数値は、「地方公営企業決算状況調査」の公営企業会計決算によるものです。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R5年度	人 1,007	千円 3,258,366	千円 1,385,209	千円 1,355,481	千円 5,999,056	千円 5,957

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、R6年3月31日現在の人数です。

3 記載の数値は、「地方公営企業決算状況調査」の公営企業会計決算によるものです。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (R6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	39.0歳	622,656円	1,367,218円
看護師	37.2歳	302,331円	484,804円
医療技術員	34.2歳	286,695円	434,039円
技能労務職	44.0歳	274,134円	420,386円
一般行政職	38.0歳	279,451円	413,913円

(注) 1 基本給は給料と扶養手当を合わせた額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

3 平均年齢は、R6年3月31日現在の年齢です。

③ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額 (R5年度)
1,527千円
(R5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当
2.45月分 2.05月分
(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置
・ 役職加算 5~15%

(イ) 退職手当 (R6年4月1日現在)

(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置	
・ 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 45% 加算)	
1人当たり平均支給額	1,099千円

(注) 平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 特殊勤務手当 (R6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)	622,622千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	765,832円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)	94.3%
手当の種類 (手当数)	10種類
手当の名称	支給対象職員
講師手当	本務のほか技能習得等のための講師を行った職員
病院勤務手当	放射線照射に従事した診療放射線技師 精神病棟・結核病棟・検査・伝染病棟等に勤務する職員
診療手当	砂川市立病院に勤務する医師
検診介助手当	医師の指示により病院外においてエックス線写真撮影等の業務に従事した市立病院職員
緊急診療待機手当	緊急の診療業務に対し、正規の時間外に待機を命じられた職員
助産師介助手当	助産介助業務に従事する助産師
夜間看護等手当	正規の勤務の一部または全部が深夜において行われる看護業務に従事する職員
防疫等作業手当	感染症患者又は疑いのある患者の看護又は当該病原体の付着又は疑いのある物件の処理作業に従事する職員
予防接種手当	病院外において新型コロナウイルスワクチンの接種等の予防接種業務に従事する職員
看護師等待遇改善手当	砂川市立病院に勤務する医療職給料表(3)の適用を受ける職員

(イ) 時間外勤務手当

支給実績 (R4年度決算)	413,581千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	535千円
支給実績 (R5年度決算)	393,252千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	476千円

(オ) その他の手当 (R6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	支給実績(支給職員1人当たり平均支給年額)※R5年度決算
扶養手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽配偶者</div> <div>6,500円</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽子</div> <div>1人 10,000円</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽父母等</div> <div>1人 6,500円</div> </div> <div>(1) 15歳から22歳の扶養親族 1人につき 5,000円追加</div>	同	64,836,564円 (217,572円)
住居手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽住宅所有者</div> <div>6,000円</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽家賃等支払者</div> <div></div> </div> <div>(1) 支払月額が 12,000円以上 23,000円未満の場合は支払月額から 12,000円を控除して得た額</div> <div>(2) 支払月額が 23,000円以上 55,000円未満の場合は、支払月額から 23,000円を控除した額に2分の1を乗じ、11,000円を加算して得た額</div> <div>(3) 支払月額が 55,000円以上の場合は 27,000円</div>	同	131,062,358円 (216,274円)
通勤手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽交通用具利用者(車等)</div> <div></div> </div> <div>通勤距離に応じて 2,000円～31,600円</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽交通機関利用者</div> <div></div> </div> <div>運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額</div>	同	22,783,220円 (50,969円)
管理職手当	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽部長</div> <div>給料月額の 10%</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽課長</div> <div>給料月額の 7%</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽課長補佐</div> <div>給料月額の 5%</div> </div> <div>医師</div> <div>▽院長 250,000円</div> <div>▽副院長・医局長 220,000円</div> <div>▽室長・センター長 200,000円</div> <div>▽部長 150,000円</div>	同	72,763,248円 (1,276,548円)
寒冷地手当 (11月～3月)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>▽世帯主</div> <div></div> </div> <div>扶養親族がある場合 23,360円</div> <div>扶養親族がない場合 13,060円</div> <div>▽その他の職員 8,800円</div>	同	61,555,788円 (75,621円)

8 職員の勤務時間、その他の勤務条件

①職員の勤務時間（標準的なもの）

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 職種により異なります。

②休暇制度

種類	概要
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定により与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年に未使用日数がある場合は20日を限度に繰越可能
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に90日の範囲内において取得可能
組合休暇	職員が次の各号に該当する場合で、任命権者が業務遂行上特に支障がないと認められる場合に、一の年につき30日の範囲内において取得可能 (1)登録職員団体の適法な業務又は活動に従事する場合 (2)登録職員団体の加入する上部団体の適法な業務又は活動に従事する場合 ※ 1日または時間を単位として与えるものとし、無給とする
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇（種類及び日数は次表のとおり）
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 ※ 勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額を減額する

○ 特別休暇の種類及び日数

項目	日数
職員が選挙権その他公民権行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日または半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が骨髄移植の登録の申出を行い、または骨髄移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の5日前から結婚の日後1ヶ月を経過するまでの期間内において、1日を単位とする5日の範囲内の期間
妊娠婦である女子職員が保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週までは4週に1回、妊娠満24週から35週までは2週に1回、妊娠満36週から出産までは1週に1回、産後1年まではその間に1回、1時間を単位として必要と認められる期間

不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（当該通院等が体外受精又は顎微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間																								
母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等により勤務することが困難である場合	1 日を単位として 14 日の範囲内の期間																								
職員が出産する場合	出産の予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前から産後 8 週間を経過する日までの期間																								
生後 1 年に達しない子を育てる女性職員が、その保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内																								
職員の妻の出産に伴い、産前 8 週（多児妊娠の場合 14 週）前の日から産後 1 年を経過する日までの間に、当該子または就学前の子を養育する場合	5 日の範囲内の期間																								
職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内において、3 日の範囲内の期間																								
職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪、その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが適当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>血族の場合</th> <th>姻族の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母</td> <td>7 日以内</td> <td>5 日以内</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>5 日以内</td> <td>1 日以内</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>10 日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5 日以内</td> <td>1 日以内</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>5 日以内</td> <td>2 日以内</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>2 日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯叔父母、甥、姪</td> <td>2 日以内</td> <td>1 日以内 (甥姪は除く)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	血族の場合	姻族の場合	父母	7 日以内	5 日以内	祖父母	5 日以内	1 日以内	配偶者	10 日以内		子	5 日以内	1 日以内	兄弟姉妹	5 日以内	2 日以内	孫	2 日以内		伯叔父母、甥、姪	2 日以内	1 日以内 (甥姪は除く)
区分	血族の場合	姻族の場合																							
父母	7 日以内	5 日以内																							
祖父母	5 日以内	1 日以内																							
配偶者	10 日以内																								
子	5 日以内	1 日以内																							
兄弟姉妹	5 日以内	2 日以内																							
孫	2 日以内																								
伯叔父母、甥、姪	2 日以内	1 日以内 (甥姪は除く)																							
職員が配偶者及び一親等の血族の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 日の範囲内の期間																								
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	7 月から 9 月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により困難であると認められる職員にあっては、一の年の 6 月から 10 月までの期間）内における、1 日を単位とする、連続する 3 日の範囲内の期間																								
女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	1 日を単位として 3 日の範囲内の期間																								
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているため勤務しないことが相当であると認められる場合	7 日の範囲内の期間																								

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことが止むを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>▽地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又は周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>▽身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の身体上、精神上の障害がある者または負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設での活動</p> <p>▽身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	一の年において 5 日の範囲内の期間
就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（就学前の子が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）の範囲内の期間
前各号に定めるもののほか、任命権者が特に認める場合	1 日又は半日若しくは 1 時間を単位として必要と認められる期間

③年次有給休暇の取得状況 (R5. 1. 1～R5. 12. 31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
37,130 日	10,584 日	1,035 人	10.23 日	28.5%

④育児休業の状況 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

区分	男性	女性
新たに育児休業取得した者	14 人	19 人
前年度から引き続いている者	1 人	10 人

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者の状況 (R5 年度)

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号						
心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			19		19	
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号						
条例で定める事由による場合	地公法第 27 条第 2 項						
合 計				19		19	
地公法第 28 条第 4 項により失職した者							
地公法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかつた者							

② 懲戒処分者の状況 (R5 年度)

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号		1			1	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号		3			3	9
合 計			4			4	9

10 職員の服務の状況

地方公務員には、次のような職務上の義務があります

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関に定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない	1人
信用失墜行為の禁止	職員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない	12人
秘密を守る義務	職員は、職務時用知り得た秘密を漏らしてはならない その職を退いた後も、また、同様とする等	0人
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない	0人
政治行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくは、これらの団体の役員となってはならず、またはこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない等	0人
争議行為等の禁止	職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない また、何人もこのような違法な行為を企てて、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおってはならない等	0人
営利企業従事制限	職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない等	0人

○営利企業等の従事許可状況 315人

※主な許可内容

砂川市社会福祉協議会、砂川市土地開発公社、シルバー人材センター、医師の民間派遣

11 職員の研修の状況

① 市役所 R5. 4. 1～R6. 3. 31)

基本研修

研修名	参加者数	研修内容等
職員採用登録者事前研修	13	公務員制度、接遇、情報セキュリティ等
新任職員研修（I）	14	市内主要施設見学
新任職員研修（II）	7	予算の仕組み、DXの取り組み
初級職員研修	7	地方自治法、地方公務員法
中級職員研修	5	議会の仕組み、OJT推進
上級職員研修	10	法令実務基礎、第7期総合計画に基づいた行政運営
一般職員研修（市町村職員研修センター）	3	地方自治法、地方公務員法
監督者研修（市町村職員研修センター）	9	指導能力及び政策立案能力向上
管理者研修（市町村職員研修センター）	0	管理能力及び問題解決能力向上

特別研修

研修名	参加者数	研修内容等
(内部研修)		
認知症サポーター養成講座	13	認知症の方への対応スキルの習得
人事評価制度研修	30	業績目標設定、期首面談の方法等
コンプライアンス研修	193	不祥事を防ぐためのコンプライアンス等
(委託研修)		
市町村職員研修センター各種研修	9	税務事務基礎・応用、接遇指導者養成、法令実務
自己啓発研修（市町村職員研修センター）	2	組織のタイムマネジメント、業務改善手法
自治大学校	1	3部
市町村アカデミー	3	法令実務、災害に強い地域づくりと危機管理、議会事務
北海道市町村職員共済組合	3	若年層保健セミナー、退職準備型セミナー
中空知広域市町村圏組合	23	接遇、仕事心得、クレーム対応、メンタルヘルス
地方公共団体情報システム機構	17	eラーニングによる情報セキュリティ、マイナンバーの利活用
地域活動交流研修	2	砂川青年会議所賛助会員として参画
(専門研修)		
防火管理者講習	6	防火管理者向け講習
安全運転管理者講習	3	安全運転管理者向け講習
衛生管理者講習（試験）	1	衛生管理者資格の取得
戸籍事務従事者研修	1	戸籍事務に必要な知識の習得（中級）
ボイラー取扱技能講習	1	ボイラーノ取扱いに係る知識の習得
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	1	普通第一種圧力容器の取扱いに係る知識の習得
児童発達支援管理責任者基礎研修	1	児童発達支援管理責任者資格の取得
相談支援従事者研修	1	児童発達支援管理責任者資格の取得
北海道建設技術職員専門研修	1	建設技術の専門的知識の習得
二級小型船舶操縦士免許講習	2	二級小型船舶操縦士免許の取得
社会福祉主事資格認定通信課程	1	社会福祉主事資格の習得

その他研修

研修名	参加者数	研修内容等
協働のまちづくりに向けた職場外研修	2	砂川納涼盆踊り大会に参画

② 市立病院 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

研修名	参加者数	研修内容等
職員研修（道内）	321	(研修会、学会、研究会等) 医師、看護部、医療技術職、事務局
職員研修（道外）	168	(研修会、学会、研究会等) 医師、看護部、医療技術職、事務局

※ 上記のほかに、職場内において各種専門研修を実施しています。

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 福利厚生制度に関する状況 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

(ア) 健康診断

健康診断の種類	受診者数	対象者等
総合健診（41項目）	840	
※ 28歳健診は33項目	30	24歳、26歳、28歳及び30歳以上の職員(30～40歳は隔年)の健康診断(会計年度含)
※ 26歳健診は29項目	32	
※ 24歳健診は29項目	34	
定期健診（8項目）	409	総合健診該当者以外の職員の健康診断(会計年度含)

※ 上記のほかに、職種によって受診している検診があります。

(イ) 共済制度

砂川市は職員の「生活の安定」と「福祉の向上」を図るため、北海道市町村職員共済組合に加入しています。

共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、年金制度に相当する長期給付、各種貸付事業や貯金事業、組合員と家族の健康増進を図ることを目的とした福祉事業から成り立っており、各事業に要する費用は組合員が負担する掛金と所属所が負担する負担金により賄われています。

(ウ) 福利厚生制度

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、市役所に砂川市役所職員福利厚生会、市立病院に砂川市立病院交友会を設置し、福利事業や体育、教養などの余暇活動の支援を行っています。

項目	砂川市役所職員福利厚生会	砂川市立病院交友会
会員数	218人	正会員 853人 準会員 237人(会計年度)
事業費	会費及び事業収入等 市交付金 合計	4,042,967円(85.8%) 671,000円(14.2%) 4,713,967円(100.0%) 9,288,132円(67.5%) 4,471,500円(32.5%) 13,759,632円(100.0%)

③ 公務災害補償制度 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金北海道支部	29件	公務災害 26件 通勤災害 3件

13 公平委員会に係る業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

措置要求件数 0件

② 不利益処分に関する不服申立の状況 (R5. 4. 1～R6. 3. 31)

措置要求件数 0件